

補助金交付決定通知書

住 所

団体名

代表者

令和 年 月 日付けで申請のあった補助金については、三島市外五ヶ市町箱根山組合
補助金交付規則第6条の規定により下記条件を付して交付する。

令和 年 月 日

三島市外五ヶ市町箱根山組合

管理者 三島市長

補 助 金 額	円
目 的	分収林 維持管理事業 函南町桑原字子豕野、字二ノ洞、字菖蒲沢、字大芝原の境界確認
条件及び指示	1. この補助金は補助申請の内容以外に使用してはならない。万一使用した場合は補助金の一部又は全部を返還しなければならない。 2. この補助事業の中止又は内容を変更する場合はあらかじめ管理者の承認を受けること。 3. この事業が完了したときは、すみやかに補助事業完了報告書を管理者に提出しなければならない。
備 考	